

福井市自転車利用サポーター認定事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、身近で手軽な乗り物である自転車の利用について、企業や団体に対し、通勤や業務での利用推進や、ルール・マナーの普及啓発を呼び掛け、関係団体と連携した「自転車を活用したまちづくり」に取り組むことを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱の対象は、本市区域内において継続的に事業や活動を行っている企業・団体とする。

(申請)

第3条 自転車利用サポーターの申請は、自転車利用サポーター認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)により、市長に行うものとする。

(審査)

第4条 市長は、認定申請書を受理後、速やかに当該企業・団体を自転車利用サポーターに認定することの可否について審査をする。

2 前項の審査の基準は、当該企業・団体の取組が、認定申請書に記載のある項目のうち、いずれかの項目に該当し、かつ、その取組が本市の「自転車を活用したまちづくり」に寄与すると認められるものとする。

(認定)

第5条 市長は、前条の審査の結果、認定相当であると認められる場合、当該企業・団体を自転車利用サポーターとして認定し、自転車利用サポーター認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付する。

(有効期間等)

第 6 条 前条認定（以下「認定」という）の有効期間は、認定の日から起算して 3 年間とする。

2 前項に規定する有効期間満了後も引き続いて認定を受けようとする企業・団体は、その満了の 1 か月前までに、認定申請書を市長に提出するものとする。

（活動状況の報告）

第 7 条 認定を受けた自転車利用サポーターは、年に 1 度、1 年間の活動報告書（様式第 3 号）を提出し、活動状況を報告することとする。

（認定の取消し）

第 8 条 市長は、自転車利用サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことができる。

（1）事業や活動を廃止又は休止したとき。

（2）第 4 条第 2 項の審査基準を満たさないものと認められるとき。

（3）その他認定が適当でないとき。

2 認定の取消しに当たって、市長は、当該企業・団体に対し、取消しの理由を文書で通知するものとする。

3 第 1 項の規定により認定を取り消された事業所は、速やかに認定証を市長に返納しなければならない。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。